

## ②地方自治体・商工会議所・商工会等の助成制度

※受講申込み前に必ず実施機関に詳細をご確認ください。

### 鳥取県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
米子商工会議所	米子商工会議所中小企業大学校研修費助成金	会員である中小企業の経営者、後継者、管理者等	受講料	定額	3万円	事前申請が必要 予算の範囲内	産業振興課	0859-22-5131
倉吉商工会議所	企業人材育成支援助成金	倉吉商工会議所会員事業所	受講料	定額	2万円	研修機関への研修派遣に1企業年間延べ3人以内で、予算の範囲内を限度として助成 事前申請が必要	中小企業相談所	0858-22-2191

### 島根県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
安来市	産業サポートネットやすぎ人材育成支援補助金	安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ等であって、市税の滞納等がない者	受講料、教材費、旅費（日当、食料費を除く）、他	1/2以内 （千円未満切り捨て）	20万円 1事業者あたり 年1回を 限度	人材育成計画に基づき、主催する研修会及び教育訓練又は他のものが主催する研修会及び教育訓練に派遣する事業が対象 予算の範囲内	産業サポートネットやすぎ ①安来市役所 伯太庁舎 産業振興部 商工観光課 ②島根県農業協同組合 やすぎ 地区本部 営農経済部 農業振興課 ③安来商工会議所 中小企業相談所 ④安来市 商工会	①0854-23-3348 ②0854-28-7800 ③0854-22-2380 ④0854-32-2155
松江市	松江市中小企業人材育成支援事業補助金	松江市内に事業所を有する、製造業又は情報通信業を営む中小企業者であって、市税を滞納していない者	受講料、教材費、受講者参加旅費（宿泊費を除く）等	1/2以内 （千円未満切り捨て）	1企業・年度あたり 50万円	自社で策定する「人材育成計画」に基づいて実施又は派遣する研修等であること	まつえ 産業支援センター	0852-60-7101
	松江市小規模企業者支援事業補助金 人材育成支援事業	松江市内に事業所を有し、製造業を営む小規模企業者であって、市税を滞納していない者	受講料、教材費、受講者参加旅費（宿泊費を除く）等	2/3以内 （千円未満切り捨て）	1企業・年度あたり 30万円	新規受注、後継者育成、技術者養成（多能工化）等に対応する研修及び教育訓練の実施又は派遣を行う事業	まつえ 産業支援センター	0852-60-7101
益田市	益田市産業人材育成支援事業	次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める業種を市内にて行う事業者であること。 (2) 市税の滞納がない事業者であること。	受講料・旅費	1/2 （千円未満の端数を切り捨てた額）	5万円/人	一事業者につき年間2名以内とする。 2日以上の研修であること。 予算の範囲内	産業支援センター	0856-31-0332
出雲商工会議所	中小企業大学校研修費助成金交付事業	会員である中小企業の経営者、後継者、管理者及びこれに準ずるもの	受講料	定額	3万円	1企業あたり 3人以内/年度 1人1回/年度	経営支援課	0853-25-3710
大田商工会議所	経営者等育成支援事業補助金	会員中小企業者	受講料・旅費	1/2以内	3万円	1企業あたり年間2人以内・1人年間1回 予算の範囲内	経営支援課	0854-82-0765
江津商工会議所	若手経営者等育成支援事業	会員中小企業の45歳までの若手経営者等	受講料・旅費	2/3	3万円	中小企業大学校その他が主催する研修 事前申請が必要 中小企業振興委員会で派遣決定する	指導課	0855-52-2268
浜田商工会議所	経営者等育成支援事業	会員中小企業者	受講料・旅費	1/2以内	3万円/人	1企業あたり 2人以内/年 予算の範囲内	商工振興課	0855-22-3025
益田商工会議所	中小企業大学校広島校研修受講支援事業	会員である中小企業の経営者、後継者及びこれに準ずる者	受講料	1/2以内	1万円/人	1事業所につき年間2人以内で事前申請が必要 予算の範囲内	振興課	0856-22-0088
石央商工会	経営者等育成支援事業補助金	会員中小企業の経営者、後継者及びこれに準ずる者	受講料・旅費	1/2以内	3万円/人	1企業あたり 2人以内/年		0855-42-0070

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
玉野市	玉野市中小企業ステップアップ支援事業補助金	市内に主たる事務所又は事業所を有していること 市税を完納している中小企業者等 ※ただし、前年度に当該補助金の交付を受けていないこと	公的機関・民間事業者が実施する有料研修の受講料	1/2以内	1事業者あたり 15万円/年度	経営体質の強化に資する内容の研修であること 事前申請が必要 予算の範囲内で交付	商工観光課	0863-33-5005
倉敷市	倉敷市がんばる中小企業応援事業費補助金(人材育成事業)	市内中小企業者	受講料	1/2	20万円(1事業者当たりの年間総額)	予算の範囲内 事前申請が必要	商工課	086-426-3405
浅口市	浅口市中小企業成長支援事業補助金 人材育成事業	浅口市内に事業所又は事務所を有する中小企業者又はその団体であって、市税を滞納していない者	受講料、教材費、旅費(運賃、宿泊料)	1/2以内(千円未満の端数は切り捨て)	10万円/年	中小企業大学校、その他市長が認める機関が実施する研修を対象とする他の補助金等の交付を受ける場合は対象外	産業建設部 産業振興課	0865-44-9035
笠岡市	笠岡市中小企業人材育成支援事業補助金	市内の事業所に勤務する役員及び従業員に対して経営課題や技術課題を解決する能力の向上等を図るための人材育成事業を行う者で、次のいずれにも該当する者 (1)中小企業者で市内に事業所を有する者 (2)市税を滞納していない者 (3)暴力団員及び暴力団員等でない者	中小企業大学校等の受講料、教材費、旅費及び宿泊費等(税抜き)	1/2以内(千円未満の端数は切り捨て)	1事業者あたり同一年度内1回限り20万円(但し、研修会等開催事業と併せて利用する場合は30万円)	事前申請が必要 予算の範囲内で交付	経済観光 活性課 商工労政係	0865-69-2147
井原市	井原市人材育成支援事業補助金	役員及び従業員に対して経営課題や技術課題を解決する能力の向上等を図るための人材育成事業を行う者で、次のいずれにも該当する者 (1)井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者 (2)井原市内において製造業、卸売業及び小売業を営んでいる者 (3)市税を滞納していない者	受講料、教材費、旅費及び宿泊費等	1/2以内(千円未満の端数は切り捨て)	一年度につき30万円	中小企業大学校、その他市長が認める機関において研修を受けること 又は、研修会、講習会等を実施すること 国等の他の補助制度の対象となるものは除く	建設経済部 地域創生課 商工係	0866-62-8850
津山市	つやま産業支援センター長期研修会参加サポート	津山市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する者	受講料、旅費、宿泊料(但し、当該研修施設の宿泊施設に宿泊する場合に限る)	1/2以内	1企業あたり同一年度内で合計10万円	中小企業大学校等の公的支援機関が実施する研修であって、1回の研修が2日間以上にわたるものに限る。	みらい産業課	0868-24-0740
真庭市	真庭市従事者・後継者育成補助金	商工業者が人材育成を目的として公的機関などが主催する研修会に従業員や後継者を派遣する場合であって、次のいずれにも該当する者。 ①本市内に工場または事業所を有する商工業者 但し、風俗営業法等の規制及び業務の適正化に規定する風俗営業を営むもの、及び統計法に定める日本標準産業分類中の娯楽業、医療業を営むものは除く。 ②納期の到来した市税を完納しているもの ③商工業者(事業者)が研修に派遣する従業員・後継者の研修に係る費用を負担していること。	受講料・テキスト代(宿泊費・旅費・資格取得のための受験料は対象外。)	補助対象経費の1/2以内	1人あたり2万円(1,000円未満切り捨て)	(注)平成29年4月以降は、制度内容を見直す予定のため、詳細は連絡先にお問い合わせください。 (1) 所定の交付申請書に、下記書類を添えて研修会の開催期日前までに、提出。 ①開催要項・チラシなど(研修会内容がわかる書類) ②補助対象経費を明らかにする書類 但し、①に費用が明記されている場合は不要。 ③市税の完納証明書(申請者である事業者のもの) (2) 研修終了後、所定の実績報告書に下記書類を添えて提出。 ①研修を終了した旨を証する書類 ②受講料・テキスト代の領収がわかる書類 (3) 予算(80万円)の範囲内で交付。	産業政策課 商工グループ	0867-42-1033
新見市	新見市中小企業大学校研修事業補助金	納期の到来した市税を完納している市内中小企業者等	中小企業大学校の受講料	1/2以内	1.8万円	事前申請は不要 予算の範囲内で交付	商工観光課 商工観光係	0867-72-6137
瀬戸内市商工会	瀬戸内市商工業振興助成金	会員であって研修等が完了した者	受講費用(旅費等は対象外)	自己負担額の1/2以内	3万円	中小企業大学校の研修、岡山県商工会連合会の事業、岡山県産業振興財団等の専門家派遣事業が対象 限度額の範囲内なら年度内同一人複数回も可 事前申請が必要	本部・支所	0869-22-1010
つくば商工会	経営者、後継者セミナー等参加費助成事業	会員、その後継者及び会員の従業員	中小企業大学校の受講料・旅費	1/2以内	2万円	1企業1回/年 事前申請が必要 当該年度予算に達した場合打ち切り	支援課	086-428-0256
久米郡商工会	久米郡商工会人材育成助成金	久米郡商工会管内に事業所を有する企業の経営者・後継者・従業員	中小企業大学校・その他公的機関の受講料・旅費等	1/2以内	1事業者2.5万円/年	旅費は片道100km以上で公共交通機関利用の場合に限る 宿泊費は中小企業大学校の宿泊施設に限る 事前申請が必要	事務局	0868-66-0033

## 広島県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
福山市	福山市 経営力強化 人材育成事業 (研修機関活用事業)	中小企業者	受講料	2/3以内	1事業所 あたり 5万円	研修開始1週間前までの申請が必要 予算の範囲内 受講料が1万円以上の講座が対象で 当該年度1事業所同一人1回とする	産業振興課 産業振興 担当	084-928-1039
安芸高田市 (安芸高田市 商工会に委託)	産業人材育成 助成金制度	市内に事業所を有する事業 主及び能力開発に取り組む 市内在住者	受講料 (他の助成対象と なるものは除く)	定額		公的教育研修訓練機関 の研修であって、原則 5日以内の講座(パソコン基礎講座を除く) が対象。 6日以上講座は特に 必要と認められれば可 事前申請が必要、予算 の範囲内	安芸高田市 商工会 総務企画課	0826-42-0560
庄原 商工会議所	中小企業 人材育成研修事業 補助金交付制度	会員中小企業の経営者、後 継者並びに従業員	受講料	1/2以内	5万円	大学校その他の研修機 関等の実施する研修修 了者 1企業あたり2名以内 受講申込みの日から受 講開始までに交付申請 書を提出 予算の範囲内	相談課	0824-72-2121
三次 商工会議所	中小企業 人材育成研修事業 助成金制度	会員中小企業の経営者及び 従業員	受講料	定額	1講座 あたり 1名3千円 1事業所 1万2千円	会議所指定の研修が対 象 事前申請が必要 予算の範囲内	事務局	0824-62-3125
廿日市 商工会議所	中小企業 人材育成研修事業 助成金交付制度	会員である中小企業の経営 者及び従業員	受講料	1/2以内	1企業 あたり 1万5千円/年	事前申請が必要 予算の範囲内	指導課	0829-20-0021
東城町商工会	東城町商工会 研修支援制度	会員である中小企業経営者、 後継者、中核従業員	公的機関の 研修受講料	1/2以内	5万円以内	事前申請が必要 予算の範囲内	事務局	08477-2-0525
備北商工会	備北商工会 研修助成制度	会員事業所の代表者又は従 業員	受講料、受験料 (宿泊費、交通費 は対象外)	1/2以内	2万円以内	事前申請が必要 予算の範囲内	本所 比和支所 高野支所 口和支所 総領支所	0824-82-2904 0824-85-2330 0824-86-2011 0824-89-2325 0824-88-2127
三次広域 商工会	三次広域 商工会人材育成等 助成制度	会員である事業所の事業主、 法人の役員、事業専従者、 従業員	公的機関・民間 事業者が実施 する有料研修の 受講料	1/2以内	1回2万円、 1事業所あ たり同一年 度内合計 10万円	事業に必要な知識、技 術の習得及び資格取得 が目的であること 予算の範囲内 受講前に申請が必要 審査会で助成の可否を 決定	経営支援課	0824-44-3141
安芸高田市 商工会	人材育成助成制度	会員、家族専従者、後継者、 従業員	受講料	1/2以内	1万円	会員事業場の経営改善 に資すると経営者が判 断した研修会、講習会	安芸高田市 商工会 総務企画課	0826-42-0560
世羅町商工会	人材育成助成金 (研修等受講支援)	商工会員である事業主、事 業専従者、後継者、従業員	受講料	2/3以内	1企業 あたり 6万円	事前申請 審査会で助成を決定	事務局	0847-22-0529
安芸津町 商工会	研修会・講習会 受講費助成金 支給制度	会員中小企業者	受講料	1/2以内	1.5万円	予算の範囲内	事務局	0846-45-4141
江田島市 商工会	中小企業大学校 研修助成制度	会員である中小企業の経営 者及び従業員	受講料	1/2以内	1回あたり 3万円	予算の範囲内 事前申請が必要	事務局	0823-42-0168
府中町商工会	中小企業大学校 受講助成制度	会員である中小企業の経営 者及び従業員	受講料	2/3	15万円	(注)平成29年4月 以降は、制度内容を見 直す予定のため、詳細 は連絡先にお問い合わせ してください。 予算の範囲内		082-282-1859
沼田町商工会	中小企業大学校 研修生派遣費 補助事業	会員であって、商工業を営 む法人又は個人の経営者、 後継者および従業員	受講料	1/2	2万円	予算の範囲内 (1事業所あたり2名 まで) 事前申請が必要	事務局	082-848-2869
五日市商工会	中小企業大学校 受講助成制度	会員である中小企業の経営 者及び従業員	受講料	1/2	1企業 あたり 3万円/年	予算の範囲内 事前申請が必要		082-923-4138
大野町商工会	大野町商工会 人材育成研修受講 助成金	会員である中小企業の経営 者並びに従業員	受講料	1/2以内	1事業年度、 1企業 1万円	受講申込日から受講開 始日までに事前申請が 必要 予算の範囲内		0829-55-3111

## ■ 山口県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
下関市	下関市中小企業大学校研修生派遣事業補助金	下関市内に本社、事業所等を有し、市税の滞納がない中小企業者	受講料	1/2 (千円未満の端数を切捨てた額)	1事業所あたり5万円	中小企業大学校が実施する研修が対象 交付申請は通年で先着順に受け付け、予算額に達した時点で締め切り補助金の交付は同一年度に1回限り	下関市産業振興部産業振興課	083-231-1265
光商工会議所	中小企業大学校派遣助成制度	会員中小企業者で中小企業大学校の研修修了者	中小企業大学校の受講料	1/2	3万円/人	1事業所あたり2人を限度 事前申請が必要	中小企業相談所	0833-71-0650
防府商工会議所	中小企業者等研修助成制度	会員事業所で中小企業大学校の研修修了者	受講料	1/10		事前申請が必要	中小企業相談所	0835-22-4352
山口商工会議所	山口商工会議所中小企業者等研修事業費補助金制度	会員中小企業者で、中小企業大学校等研修機関の研修修了者	受講料	定額	1事業所あたり5万円	(注) 補助率等については変更の可能性がありますので、あらかじめ連絡先にお問い合わせください。 1コースあたり2人以内 予算の範囲内	中小企業相談所	083-925-2300
萩商工会議所	中小企業大学校研修助成制度	会員である中小企業者で中小企業大学校の研修修了者	受講料	定額	3万円/人	1企業あたり2人/年度、1人あたり1コース/年度を限度 予算の範囲内 事前申請が必要	中小企業相談所	0838-25-3333

## ■ 愛媛県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
新居浜市	新居浜市中小企業振興助成制度/人材養成事業	市内中小企業者及び中小企業団体	受講料、その他必要と認められる経費	1/2以内	1事業所・年度あたり100万円	国・県・市が設置した機関及びその他特に市長が認める機関が実施する研修	産業振興課	0897-65-1260
西条市	西条市地域産業競争力強化事業費補助金/人材育成支援事業	市内ものづくり中小企業者(製造業に属する事業を主たる事業として営むものに限る)・団体	受講料、その他必要と認められる経費	1/2以内	1企業・年度あたり20万円	公的団体(中小企業大学校、商工会議所、独立行政法人、財団法人、社団法人等)が主催する研修など (注) 現在制度見直し中のため、詳細は連絡先にお問い合わせください。	産業経済部産業振興課経営支援係	0897-53-0010
松山市	松山市人材育成事業補助金	松山市内に事業所がある中小企業者又は中小企業団体	受講料・テキスト代等	1/2以内	1企業(企業団体)あたり20万円/年	公的団体または松山市内に本店又は支店を有する法人が主催する研修・試験・検定等で2年度にわたらないものが対象(公的団体以外の法人主催のものは市内開催に限る) 同一年度内は複数回の利用が可能 研修実施日の1か月前までに交付申請が必要	地域経済課	松山市 089-948-6399
東温市商工会	人材育成支援事業	会員資格を有する個人又は法人で、東温市内に事務所を有している事業所に従事しているもの	受講料・旅費	1/2以内(千円未満の端数は切り捨て)	3万円/人、1事業所あたり5万円/年	資質向上等を目的とした公的機関、民間教育機関、民間研究機関等が実施する研修、但し、自社が主催する研修は除きます 旅費は本会の規程に準じて算定	指導課	089-964-1254
内子町商工会	人材育成支援事業	①法人会員の経営者(役員)及び後継者(事業従事者)1事業所1名まで(隔年利用を原則とする) ②個人会員の経営者及び後継者(事業従事者)1事業所1名まで(3年に1度を原則とする)	受講料	定額	受講料は3万円まで(3万円以下の受講料の場合はその額とする) 年間助成金総額15万円以内(申込先着順)	申込企業が中小企業大学校(広島校)への受講申込をし、受講決定通知の確認メールの写しを添えて商工会へ受講申込書を提出	事務局	0893-44-2166
鬼北町商工会	中小企業大学校研修費用補助制度	会員企業の経営者、後継者、従業員で中小企業大学校の研修修了者	受講料・宿泊費(素泊)	定額		予算の範囲内	事務局	0895-45-0813

## ■ 高知県

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
香南市	香南市産業人材育成事業費補助金	香南市内に事業所等を有する中小企業者又は中小企業団体等であって、市税を滞納していない者	旅費、受講料、教材費等	1/2以内 (千円未満切り捨て)	1事業者あたり20万円	1. 補助の対象となる事業： (1) 公的団体が実施する研修への参加 (2) 公的団体以外の法人（香南市内に本店又は支店を有する者に限る）が市内で実施する研修等への参加で市長が適当と認めたもの ※いずれも2年度以上にわたらないこと 2. 予算額に達し次第、募集を終了 3. 実施の2週間前までに交付申請書等を提出	香南市商工水産課 商工観光係	0887-57-7520
須崎商工会議所	中小企業人材育成研修事業	会員中小企業の経営者、後継者及び従業員	受講料	定額	5万円	事前申請必要。 当所から受講申込を行い、その時点で支払う	中小企業相談所	0889-42-2575

## ■ 各県にわたるもの

実施機関名	制度名	制度の主な内容					連絡先	
		対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額	特記事項等	担当課・係	電話番号
各県トラック協会	中小企業大学校講座受講促進助成制度	トラック協会会員の中小企業者	受講料（※）	2/3以内  (補助率内訳) 全日本トラック協会 1/3以内 各県トラック協会 1/3以内	(島根県トラック協会) 補助金額10万円を上限とする。	平成29年度予算が未定の協会もあるため、事前に各県トラック協会にお問い合わせください。  (島根県トラック協会) 助成対象は、広島校の研修に限る。  (山口県トラック協会) 助成対象は、広島校及び直方校の研修に限る。	全日本トラック協会	03-3354-1009
							鳥取県トラック協会	0857-22-2694
							島根県トラック協会	0852-21-4272
							岡山県トラック協会	086-234-8211
							広島県トラック協会	082-264-1501
							山口県トラック協会	083-922-0978
							愛媛県トラック協会	089-957-1069
							高知県トラック協会	088-832-3499
(公財) 日本中小企業福祉事業財団 (日本フルハップ)	経営者等研修助成制度	日本フルハップの会員事業所の経営者、後継者、管理者等で事業主が許可した者	受講料	1/2以内	1事業者あたり年度間15万円	中小企業大学校 関西校・広島校・直方校・人吉校の研修コースを終了した場合が対象。研修助成制度の詳細については日本フルハップまでお問い合わせください。	本部 (福利厚生事業部) 中国支局 四国支局	06-6949-3316 082-242-5488 087-826-3388

注) 上記助成制度は平成28年12月現在の情報です。変更になる場合がございますので予めご了承ください。